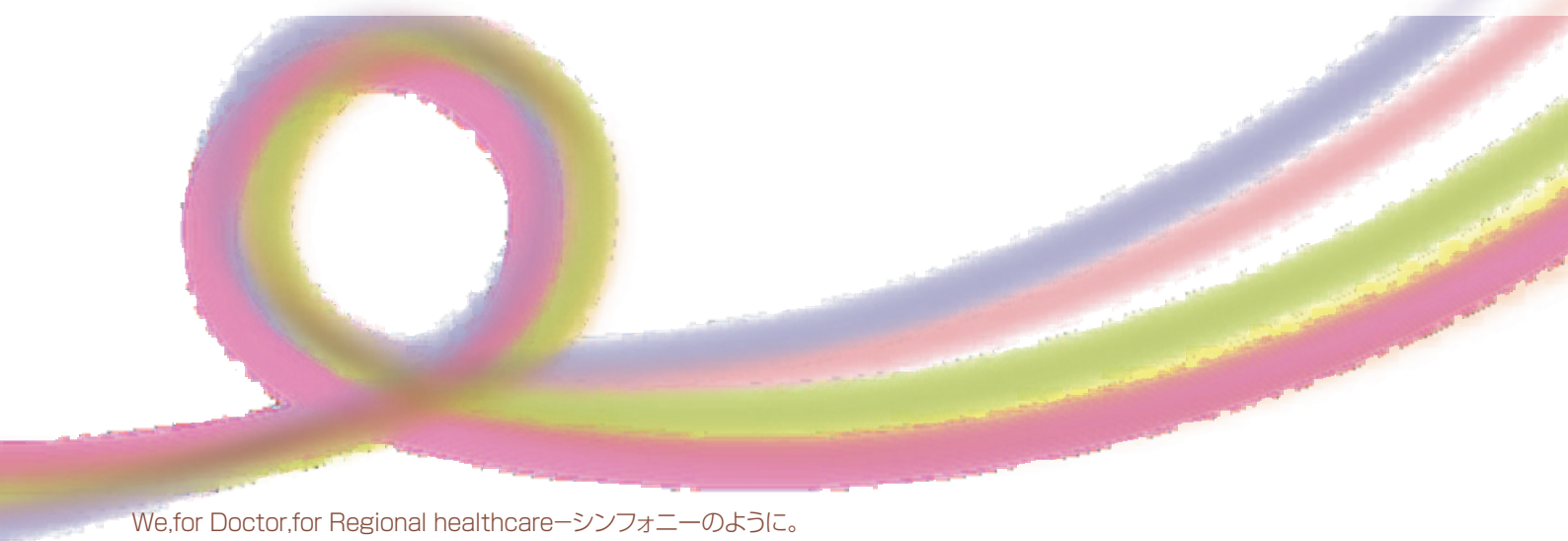


医信の現況 2026



We, for Doctor, for Regional healthcare—シンフォニーのように。

静岡県医師信用組合

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3-6-3 静岡県医師会館2階

TEL 054-246-7740 FAX 054-247-3350 ☎ 0120-144-493 (フリーダイヤル)

ホームページ <https://www.shizuokaishin.co.jp/>

E-mail ishin-bk@po2.across.or.jp

目 次

ごあいさつ	1 頁
基本理念・経営方針	1 頁
行動綱領	1 頁
令和7年度の業績の概況	2 頁
主要な財務指標の推移	2 頁
最近の預金・貸出金残高の推移	2 頁
経営管理体制	3～4 頁
組織	4 頁
組合員数、役員、職員及び店舗の状況	5 頁
業務内容のご紹介	5 頁
静岡県医師信用組合のあゆみ	6 頁
医師信用組合としての連携	6 頁
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	7 頁
信用組合における総代会制度について	8～9 頁
第58回通常総代会のもよう	9 頁
地域貢献活動について	10 頁
資料編目次	10 頁
資料編	11～31 頁
融資商品のご案内	32～33 頁
医信からのお知らせ	34 頁
中長期ビジョンNEXT	35 頁

組合員のみなさまには、平素より静岡県医師信用組合に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も、ここに「医信の現況2026」をお届けします。

この冊子は、組合員のみなさまに当組合へのご理解をより深めていただく資料として、最近の業績や業務内容、経営の方針等を取りまとめたものです。ご高覧いただき、ご意見、ご指導を賜れば幸いと存じます。

令和7年度の国内経済は、企業の賃上げ継続と設備投資による牽引が期待され、内需の強さと外需の不透明感が交錯する状況となりました。諸物価の高騰が進み、根強い将来不安、少子高齢化と人手不足といった社会全般に渡る構造要因がますます深刻の度合いを増すとともに、米国の関税政策や中国経済の停滞、中東をはじめとする地政学リスクの顕在化が海外経済の不確実性と金融市場の変動をもたらし、世界の平和と経済を大きく混乱させています。

また金融面では、数次にわたる日本銀行の金融政策変更が金利のある世界への急速な転換を促し、有価証券含み損の拡大とあわせ中小金融機関の経営を脅かしています。

令和8年度は、金利引き上げの段階的な継続と所得環境の改善が更に進み、緩やかな国内需要の拡大が見込まれますが、一方で、米国トランプ大統領の関税等諸政策がもたらす海外経済および金融市場の不確実性と、長引く地政学リスクの収束動向が不透明であることなど、内外の経済動向にマイナスの影響を与える懸念材料が引き続き山積しています。

事業者の信用リスクの顕在化も懸念される不透明な状況下ではありますが、私どもは更なる経営効率を追求するとともに、堅固な財務基盤を武器に、組合員の皆様のお役に立てるよう、今後とも良質な金融サービスの提供を目指し、役職員一同従来以上に努力してまいりますので、相変わらぬご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。



令和8年7月

静岡県医師信用組合

理事長 加陽 直実

基本理念・経営方針

□基本理念

協同組織の金融機関として、相互扶助の精神に基づき、金融面を通して組合員の医業経営に関する事業の発展に役立つと共に、地域住民の医療及び健康管理に貢献することを理念としております。

□経営方針

1. 組合員の医業経営に役立つ良質な金融サービスの提供に努め、金融の円滑化を推進します。
2. 健全経営を基本に収益性を高め、自己資本の充実をはかります。
3. 法令遵守・顧客保護・リスク管理態勢の整備をはかります。

□中長期ビジョンNEXT

1. 組合独自のビジネスモデルのブラッシュアップとプレゼンスアップに取り組みます。
2. 役職員は行動憲章にもとづき価値観を共有し、持続可能なビジネスモデルの礎を構築します。

□事業方針

国内景気は、政権の責任ある積極財政の勢いで景気高揚が期待される一方、依然、力強い牽引役は不確定で、物価の高騰や実質賃金の回復遅れ、根強い将来不安から個人消費の大きな回復実現は不透明で、

複数の地政学リスクの顕在化が海外経済の不確実性と金融市場の変動をもたらし、世界の平和と経済を大きく混乱させています。

金融面では、数次にわたる日本銀行の金融政策変更が金利のある世界への急速な転換を促し、有価証券含み損の拡大とあわせ中小金融機関の経営を脅かしています。

診療報酬改定の追い風とは別に医業を取り巻く環境も構造的な問題を抱えておりますが、私どもは低利・迅速・丁寧な融資対応をはじめ医業専門の金融機関としての特性を発揮し、今後も更なる経営効率を追求し、堅固な財務基盤を武器に、組合員の皆様のお役に立てるよう、次の活動を推進してまいります。

□令和8年度の重点目標

1. 組合員ニーズに合致した金融サービスの的確な提供と組合員への利益還元に努め、組合員基盤の裾野拡大を図ります。
2. 金融の変動期にあっても安全性確保を第一義にしたリスク管理の高度化と、確固たる財務基盤にもとづく堅実経営を実践します。
3. 業務の見える化・標準化による生産性向上と、一層のCS向上に努めます。
4. 行動憲章に沿った役職員各人のコンプライアンス意識の醸成とビジョン・価値観の共有を一層図り、個々の自律と協調に基づいた活力ある組織の実現に努めます。

行動綱領

(目的)

第1条 この綱領は、静岡県医師信用組合(以下「当組合」という。)の行動基準を明らかにして、信用の基礎となる企業倫理の確立を図り、当組合の公共的使命を果たすことを目的とします。

(公共的使命)

第2条 当組合は、信用組合の相互扶助精神を基本理念とし、公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図ります。

(価値あるサービスの提供)

第3条 当組合は、業域組合との自覚を持ち、創意と工夫を活かして組合員のニーズに応えるとともに、医業を行う組合員ならびに配偶者等(中企法第9条の8第2項第3号)の経営ならびに生活の健全な発展に貢献します。

(法令やルールの厳格な遵守)

第4条 当組合は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行います。

(透明な経営)

第5条 当組合は、経営等の情報を積極かつ公正に開示し、また経営の透明性を高めることによって組合員とのコミュニケーションの充実を図ります。

(職員の人権の尊重等)

第6条 当組合は、職員の人権、個性を尊重するとともに安全で働きやすい環境を確保します。

(環境問題への取り組み)

第7条 当組合は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するなど、環境問題に取り組めます。

(社会貢献活動への取り組み)

第8条 当組合は、信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会への貢献活動に取り組めます。

(反社会的勢力との関係遮断)

第9条 当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。

令和7年度の業績の概況

金融経済環境

令和7年度の国内経済は、企業の賃上げ継続と設備投資による牽引が期待され、内需の強さと外需の不透明感が交錯する状況となりました。諸物価の高騰が進み、根強い将来不安、少子高齢化と人手不足といった社会全般に渡る構造的な要因がますます深刻の度合いを増すとともに、米国の関税政策や中国経済の停滞、中東をはじめとする地政学リスクの顕在化が海外経済の不確実性と金融市場の変動をもたらし、世界の平和と経済を大きく混乱させています。

また金融面では、数次にわたる日本銀行の金融政策変更が金利のある世界への急速な転換を促し、有価証券含み損の拡大とあわせ中小金融機関の経営を脅かしています。

業績

令和7年度の当組合の貸出金は、期末残高で234億3百万円（前期比2億9千6百万円増）と増加しました。一方、調達面においては、預金は期末残高で641億6千6百万円（前期比18億3千1百万円減）と大きく減少しました。

収益面では、資金運用収益が前期比8千2百万円増加した一方、資金調達費用がこれを上回る前期比8千9百万円の増加となったことを主因に、経常利益は1億8千1百万円（前期比3千1百万円減）、当期純利益は1億3千3百万円（同2千2百万円減）と、期初計画を上回ったものの増収減益決算となりました。

主要な財務指標の推移

（単位：千円）

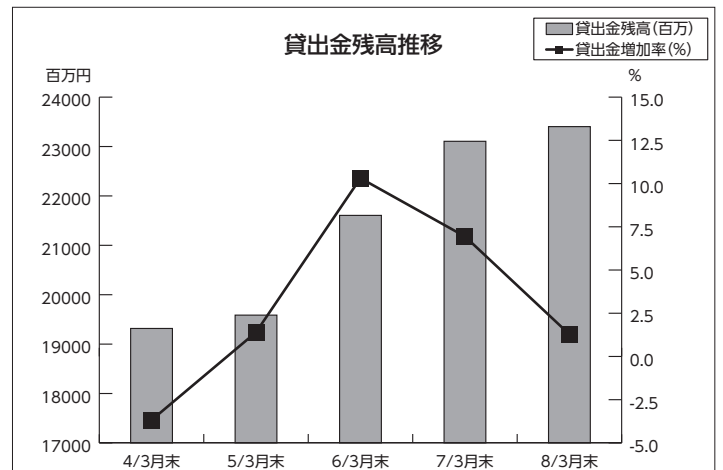
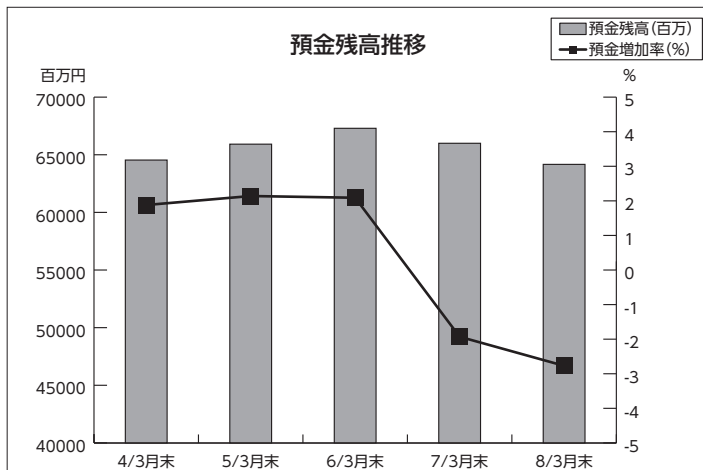
区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	531,059	544,630	558,830	598,167	683,071
うち資金運用収益	508,589	531,994	548,272	583,960	666,706
経 常 費 用	300,191	327,583	370,431	384,712	501,555
うち資金調達費用	45,642	46,862	60,601	67,269	156,358
うち経 費	240,373	244,147	256,471	256,406	271,733
経 常 利 益	230,868	217,046	188,398	213,455	181,516
当 期 純 利 益	167,274	157,230	137,530	155,738	133,240
預 金 積 金 残 高	64,541,534	65,920,874	67,296,142	65,997,813	64,166,471
貸 出 金 残 高	19,317,577	19,587,860	21,606,823	23,106,714	23,403,126
有 価 証 券 残 高	44,022,973	43,872,670	42,529,228	40,558,566	36,715,173
総 資 産 額	79,239,555	78,848,848	78,740,499	74,845,784	70,027,855
負 債 合 計	70,828,420	71,429,452	71,765,034	69,255,951	65,615,201
純 資 産 額	8,411,135	7,419,396	6,975,465	5,589,833	4,412,653
自己資本比率（単体）	19.82%	19.79%	19.93%	21.50%	22.42%
出 資 総 額	28,290	28,250	28,080	28,280	28,540
出 資 総 口 数	2,829口	2,825口	2,808口	2,828口	2,854口
出資に対する配当金	6% 1,668	6% 1,674	8% 2,223	6% 1,671	6% 1,697
職 員 数	11人	13人	13人	13人	12人

（注）

- 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示してあります。
- 残高計数は期末日現在のものです。
- 自己資本比率（単体）は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

- ・ **資金運用収益** 「経常利益」の主体をなすもので、貸出金や有価証券の受取利息などです。
- ・ **資金調達費用** 預金の支払利息が主なものです。
- ・ **当期純利益** 「経常利益」に「特別損益」を加減し、「法人税・住民税および事業税」を控除し、法人税等調整額を加えたものが「当期純利益」となります。

最近の預金・貸出金残高の推移



□法令遵守（コンプライアンス）態勢

基本方針

当組合は、金融面を通して組合員の医業経営に役立つことを基本理念としておりますが、同時に地域住民の皆様の健康管理に貢献する公共性をも有しております。従って、金融機関としての社会的使命と責任を全うするため法令や社会倫理等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。

態勢

具体的には、役職員を対象とした遵守基準として「行動綱領」を定め、この綱領の精神に基づき、健全な企業風土の確立と職場秩序の維持向上をはかることを目的として、「行動規範」等の規程を設けてあります。

全役職員に対して、こうした規程類のほか、法令や倫理について解説した「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、全員がコンプライアンスを常に意識し、正しい業務対応ができるよう体制を整えております。また、諸法令等の改正にあわせ、「コンプライアンス・マニュアル」に修正を加えております。

一方、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定し、対外講習への参加や職場内勉強会を実施しています。

組織的には、「総務担当」がコンプライアンスに関する事項を管理しますが、詳細については「法令等遵守規程」に定めてあります。

□リスク管理態勢

基本方針

規制緩和など金融の自由化や会計制度等金融環境の変化に伴い、金融機関が抱えるリスクも増大かつ多様化しています。こうした状況のなかで、経営の健全性確保と安定的利益を確保するためには、適切なリスク管理は、コンプライアンスと同様に重要な課題であります。

態勢

リスク管理態勢を明確にして、各種のリスクを管理するため、「リスク管理に関する基本規程」が制定されています。信用リスクや市場リスク等個別のリスク管理についてはそれぞれの管理方針、管理規程を定め、そのリスクの所在部門が個別管理を行う一方、独立した「リスク管理担当」がこれを統括、理事会の統制を受けることになっています。

□マネロン・テロ資金供与対策及び拡散金融に係る対応

基本方針

技術の進歩による決済手段の多様化や取引のグローバル化が進行し、金融取引が複雑化する中、当組合では、金融機関としてのマネーロンダリング・テロ資金供与対策については、喫緊の経営課題としてリスクを認識しており、金融庁のガイドラインに基づき対策に取り組んでいます。

態勢

1. 具体的には、「マネロン・テロ資金供与対策及び拡散金融に係る基本規程」や、その下部規程となる「顧客受入要領」「顧客管理要領」等の制定による管理態勢の整備、並びに取引モニタリングシステムの導入による継続的な管理態勢を構築し、整備を図っています。
2. 経営に対しては、毎年度のマネロン等リスク計画およびガイドラインとの整合を理事会にて付議・報告するとともに、前年度の実績について報告し、次年度以降の計画に反映させています。
3. 引続き、提供商品・サービス、取引形態、顧客属性等を包括的かつ具体的に検証し、リスクの特定・評価等を見直し、リスク管理の高度化・堅確化を進めて参ります。

□反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
4. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

なお、定款、各種預金規定、融資契約書等に「反社会的勢力排除条項」を追加するとともに、預金口座の開設時など各種取引のお申込みの際に、お客さまが反社会的勢力に該当しないことを表明、確約していただいています。取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

□「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

○「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

令和7年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は39件（前年度25件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は39.0%（同34.2%）、「保証契約を解除した件数」は0件（同0件）、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）」は0件（同0件）となっております。

□個人情報保護宣言（個人データの安全管理に係る基本方針）

当組合では、個人情報および個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下、「法令等」といいます。）を遵守して以下の考えに基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合の窓口に備付けること並びにホームページにより公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、ホームページ等に表示する業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では法令等で認められる場合のほか利用いたしません。

また、個人番号については法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、ホームページ等の個人データの取得元に記載された情報源からお客様の個人情報等を取得いたします。

3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1の利用目的の範囲内でホームページ等に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除きお客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があってもこれを第三者に提供いたしません。

- (1) 法令等に基づき必要と判断される場合
- (2) 公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合までご連絡ください。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1の利用目的の範囲内で、例えば以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。なお、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

6. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による）には原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、これらのご請求に当たっては、個人情報の重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続きの詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合対応窓口までお申し出下さい。

7. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参りますので、個人情報の取り扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申し出ください。

□お客様本位の業務運営方針

静岡県医師信用組合では、基本理念である「協同組織の金融機関として相互扶助の精神に基づき、金融面を通して組合員の医療経営に関する事業の発展に役立つと共に、地域住民の医療および健康管理に貢献すること」を実践するため、「お客様本位の業務運営方針」を制定しました。

以下の通り全職員で共有・実践し、定期的に検証・見直しをすることによって、これまでの活動を通じて築かれたお客さまとの信頼関係を更に高めてまいります。

1. お客様の最善の利益の追求

- (1) 信用組合として、相互扶助の精神と職業倫理を保持し、お客

さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまに最善の利益が提供できるよう努めます。

- (2) また、業務運営が企業文化として定着するよう努めます。

2. お客様にふさわしいサービスの提供

お客さまの取引目的・ニーズ、知識等を正確に把握し、お客さまにふさわしい金融商品・サービスの提案・販売、情報提供、コンサルティング等を行います。

3. 重要な情報のわかりやすい提供

金融商品・サービスの提案・販売等にかかる重要な情報をお客さまに正しく理解していただくため分かりやすい内容で提供します。

4. 利益相反の適切な管理

取引におけるお客さまとの利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の懸念がある場合には、適切に管理します。

5. 手数料等の明確化

お客さまに負担していただく手数料やその他費用について、どのようなサービスに関する対価であるかなど、お客さまに正しく理解していただくために、分かりやすく丁寧に情報提供します。

6. 従業員に対する適切な動機づけの仕組み等

お客さま本位の業務運営を促進するため、従業員の研修、その他の適切な動機づけの仕組みやガバナンス体制を整備します。

対応窓口

フリーダイヤル

FAX

eメール

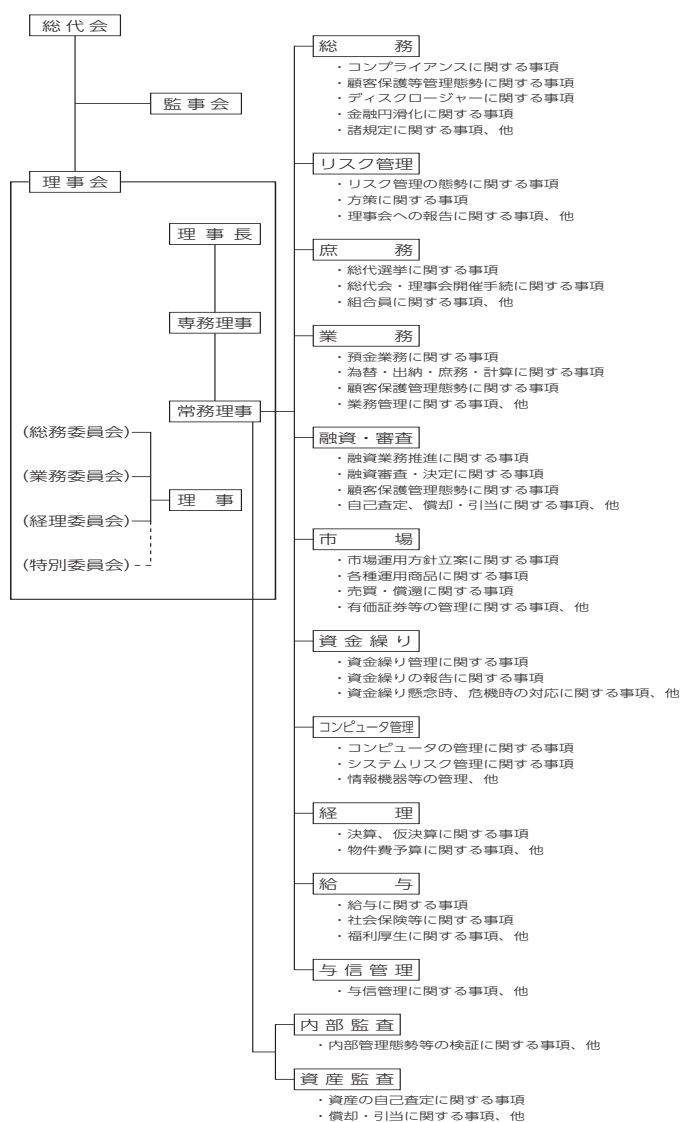
総務担当

0120-144-493

054-247-3350

ishin-bk@po2.across.or.jp

組 織



組合員数、役員、職員及び店舗の状況

(令和8年7月1日現在)

理事長	加陽直美	理事	吉富雄治
専務理事	高倉英博	理事	岸本肇
常務理事	岡田尚之	理事	田中日出和
理事	磯部俊一	理事	鈴木研一郎
理事	堀尾恵三	理事	鈴木勝之
理事	滝浪實	監事	土屋和弘
理事	石井英正	監事	田口博之
理事	福地康紀	員外監事	大須賀壮人

組合員の推移

	令和6年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
法人	772人	766人	760人
個人	1,934人	1,963人	2,009人
計	2,706人	2,729人	2,769人

職員の状況

	令和6年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
職員	13人	13人	12人

店舗の状況

店名	住 所	電 話	F A X
本店	〒420-0839 静岡県葵区鷹匠3-6-3	(054) 246-7740	(054) 247-3350

業務内容のご紹介

協同組織である医師信用組合は、相互扶助の精神をもった組合員で成り立っている点で株式会社である銀行とは根本的に異なっています。

即ち、預金者であり、融資の利用者である先生方はその前に組合に対する**出資者**だということです。

従って、当医信では組合員である先生方に、業務面でもお役に立てるサービスの提供を第一義としております。

先生方におかれましても設立の趣旨をご理解いただき、金融業務のご利用はまず当医信でお願いいたします。

以下、主要業務についてご案内いたします。

預金業務

[普通預金]

指定金融機関から預金口座振替により入金させていただいております。もちろん、ご入用の際はお電話くだされば、診療報酬受取口座へ直ちにご送金いたします。お電話はフリーダイヤルがございます。

(0120-144-493)

普通預金からの資金の送金手数料は組合員の場合には原則として無料です。(右表参照)

[定期預金]

期間は1カ月から最長5年まであります。

将来の金利の動きの見方によっては毎年書き換える方法もありますが、この場合「**自動継続方式**」が便利です。

[定期積金]

資産を増やす、又は特別の目的をもって一定期間の間に毎月決まった額を積み立てる、それに適したものが定期積金です。期間は1年から5年までの5種類があります。

預金利率

当医信では預金利息も組合員に対する収益の還元と考えております。従って、預金利率はできるだけ高くしております。

毎週の金利情報は「[静岡県医師信用組合ホームページ](#)」をご覧ください。

融資業務

一般融資の他に、各種ローン制度があり、多くの先生方にご活用いただいております。

- 医業承継ローン
- 新規開業ローン
- 新規開業ローン（無担保口）
- 医療機器ローン
- 土地購入ローン
- 診療所ローン
- ドクターサポートローン
- 住宅ローン
- ドクターフリーローン
- 教育ローン・プレミアム
- 教育ローン
- ドクター教育ローン
- モーターローン・プレミアム

詳しくは巻末「融資商品のご案内」をご覧ください。資金が必要な時はまず、医師信用組合にご相談ください。

貸出金利率

預金利率と同じく、相互扶助と組合員に対する収益還元の考え方に立っておりますので、貸出金利率はできるだけ低くしております。貸出金は変動金利制です。利率の変動があった場合、既往の貸出金についてもご通知のうえ適応いたします。

為替業務

当医信では、全国信用組合データ通信システム、全国銀行データ通信システムによる為替網を通じて全国の民間金融機関等と結ばれており、先生方のお申し出により資金のお振込ができます。

相談業務

当医信は、単に金融業務に終わることなく、静岡県医師協同組合等と提携し経営診断から医業継承対策相談にいたるまで、コンサルタント業務に応じております。

資産相続等につきましても、信託銀行の代理店として、先生方のご支援を図って参ります。

お気軽にご相談ください。

□手数料一覧（組合員の手数料は原則として無料となっております）

種 類		料 金
送金手数料	他行仕向け・電信扱（振込先本人口座の場合）	無 料
	他行仕向け・電信扱（振込先本人口座以外の場合）	220円
証明書発行	残高証明書	無 料
	融資証明書	無 料
	その他証明書	無 料

静岡県医師信用組合のあゆみ

昭和43年7月 静岡県医師信用組合設立（初代理事長に東小一先生就任）同月25日業務開始（静岡市追手町9番49号 県医師会館内）総預金112百万円

昭和44年12月 全国信用組合保障基金機構加盟

昭和45年7月 医療金融公庫代理店契約締結

昭和46年5月 出資配当（年6%）始める

11月 第二代理事長に多田秀先生就任

11月 県医師会館新築落成に伴い移転（静岡市鷹匠三丁目6番3号）

昭和47年3月 第三代理事長に太田鋼三先生就任

6月 総預金10億円突破

昭和50年5月 出資配当金年8%に引き上げ

昭和53年5月 創立10周年記念配当実施（年2%）

7月 創立10周年、7月末預金残高4,857百万円

昭和54年5月 第四代理事長に安井志郎先生就任

昭和60年5月 昭和59年度決算により利用分量配当実施

昭和61年5月 総預金100億円突破

昭和62年5月 第五代理事長に高野成夫先生就任

昭和63年5月 創立20周年記念配当実施（年2%）

7月 創立20周年、7月末預金残高 11,358百万円

平成3年10月 静岡県信用組合協会会長組合を引受

平成6年5月 出資配当金6%に変更

平成7年11月 全国銀行内国為替制度に加盟

平成8年5月 総預金200億円突破

11月 関東ブロック信用組合協議会に加盟

平成9年5月 第六代理事長に勝呂安先生就任

8月 ディスクロージャー誌第1号「医信の現況'97」発刊

平成10年6月 創立30周年記念式典開催、記念配当実施（年2%）

7月 創立30周年、7月末預金残高24,841百万円

12月 「30周年記念誌」発刊

平成12年4月 監督権限が静岡県から東海財務局に移管

10月 総預金300億円突破

平成13年6月 第七代理事長に吉永歸一先生就任

7月 勝呂安先生に顧問を委嘱

平成15年12月 ミニディスクロージャー誌「医信の現況2003（9月中旬期）」を発刊

平成16年8月 全国信用組合データ通信センター及びSKCセンターのシステムへ移行

9月 総預金400億円突破

平成17年6月 第八代理事長に岡田幹夫先生就任

8月 吉永歸一先生に顧問を委嘱

平成19年5月 SKCセンター第5次システム稼働

平成20年2月 組合内部ネットワークシステム稼働

7月 創立40周年、7月末預金残高48,029百万円

平成21年2月 貸出金100億円突破

6月 第九代理事長に鈴木勝彦先生就任

創立40周年記念配当実施（年2%）

7月 岡田幹夫先生に顧問を委嘱

平成22年8月 総預金500億円突破

平成23年4月 預金、貸出金の収納方法を、会員が指定した金融機関からの自動振替収納方法に変更

平成24年3月 総資産600億円突破

6月 役員選挙を指名推選制から立候補制（推薦含む）に変更

平成25年1月 貸出金150億円突破

12月 SKC信用リスク管理システムを導入

平成27年3月 日本銀行資金供給制度の取扱開始

6月 第十代理事長に篠原彰先生就任

鈴木勝彦先生に顧問を委嘱

平成28年3月 ホームページ開設

平成29年6月 インターネットによるローン申込開始

10月 総預金600億円突破

平成30年1月 静岡県医師会館建替に伴い、静岡市駿河区南町に店舗を移転

6月 創立50周年記念事業として、記念講演会、記念式典、記念祝賀会を開催 記念誌「静岡県医師信用組合50年の歩み」を発行

10月 資産相続・事業継承にかかる三井住友信託銀行との代理店業務の取扱開始

令和2年1月 医業承継ローンの取扱開始

3月 サポートC（新型コロナウイルス対応支援特別融資）の取扱開始

5月 静岡県医師会館竣工に伴い現住所に移転

10月 マネーロンダリング対策として、SAML（SKC Anti Money Laundering）システムを導入

令和3年3月 貸出金200億円突破

令和4年10月 モーターローン・プレミアム、教育ローン・プレミアム取扱開始

令和5年1月 CS向上と業務の見える化等を目的とした営業支援システム（RUCTY）を本格稼働

令和6年3月 静岡県医師会、静岡銀行との医業承継分野における連携協定締結

4月 「出資証券」新規発行廃止し、「出資金預り証」の交付に変更

7月 三井住友信託銀行との代理店業務において、新たに国民年金基金加入勧奨業務の取扱開始

令和7年4月 当組合内の情報共有と業務の効率化、ペーパーレス化を実現するシステムコミュニケーションツール「グループウェアJOYING」を本格稼働

6月 第十一代理事長に加陽直実先生就任

篠原彰先生に顧問を委嘱

令和8年1月 令和7年9月から特別委員会・業務委員会を合同で開催し、過去10年の分析、ビジネスモデルの特徴および直近の環境変化とその影響整理を実施。検討結果を踏まえ、持続的な企業理念に基づく持続可能なビジネスモデルと組合の目指す姿を明示した「中長期ビジョンNEXT」を策定

医師信用組合としての連携

○全国医師信用組合連絡協議会

全国の信用組合は令和8年3月末現在143組合で、このうち業域組合は27組合であります。

業域信用組合とは、各都道府県ごとに事務所を有する同業者を組合員として組織されたものです。様々な業種のものがありますが、その中で医師信用組合は全国に19組合あり、「全国医師信用組合連

（令和8年3月31日現在、単位：百万円）

組合名	設立年月日	預金残高	貸付残高
神奈川県	昭25.2.27	136,496	73,625
大阪府	27.12.22	87,474	58,173
福岡県	29.8.23	73,462	20,796
鹿児島県	34.6.30	35,084	8,239
熊本県	35.1.14	21,790	5,159
兵庫県	35.3.19	84,396	44,755
佐賀県	35.4.26	34,783	6,145
愛知県	38.4.6	88,167	35,693
埼玉県	38.6.6	64,290	17,529
長崎県	38.11.8	48,759	5,669
和歌山県	39.4.10	30,522	7,809
石川県	39.7.9	40,522	8,401
富山県	40.7.1	35,625	8,566
岐阜県	41.1.31	43,025	4,700
福井県	42.3.28	20,458	3,165
静岡県	43.7.22	64,166	23,403
岩手県	46.4.24	34,785	13,004
群馬県	46.11.30	19,934	4,603
山形県	48.5.10	13,600	5,157

絡協議会」を組織し、毎年1回「総会」を開催して、各組合相互間の連絡およびその他重要な問題を協議しております。

また、定例の総会時および中間時点において常勤役員による事務会議も開催しております。

○中部地区医師信用組合連絡協議会

医師信用組合では、全国組織の連絡協議会だけでなく、さらに地区別の協議会を組織しております。具体的には、愛知県、石川県、富山県、岐阜県、福井県、静岡県中部6県の医師信用組合で連絡協議会を組織し、総会ならびに年4回の常務会を開催して信用組合事業の適正な運営と健全化の為に連携を図っております。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融に関するトラブルの早期解決を図る目的のため、金融ADR制度（裁判外紛争解決制度）が導入されました。当組合では、お客様からの苦情等のお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、信頼の向上に努めています。

- 1. お客様からの苦情等については、それぞれの担当部署（業務担当、融資担当）で受け付けます。
- 2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
- 4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
- 5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組めます。
- 6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務担当が一元的に管理します。
- 7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- 8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取り組みを不断に行います。

○苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記の窓口をご利用ください。

窓 口：ご預金に関する件は、
静岡県医師信用組合「業務担当」
ご融資に関する件は、
静岡県医師信用組合「融資担当」

電 話：0120-144-493

受 付 日：月曜日～金曜日
（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

○紛争解決措置

弁護士による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、静岡県医師信用組合「総務担当」（電話：0120-144-493）または下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから下記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、下記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

窓 口：全国信用組合中央協会 しんくみ相談所

受 付 日：月曜日～金曜日
（土・日曜日、祝日および信用組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電 話：03-3567-2456

住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
（全国信用組合会館内）

しんくみ相談所が取次ぐ仲裁センター等（お客様から各仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。）

名 称	東 京 弁 護 士 会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲 裁 セ ン タ ー	第二東京弁護士会 仲 裁 セ ン タ ー
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日	月～金（除 祝日、年末年始）	月～金（除 祝日、年末年始）	月～金（除 祝日、年末年始）
時 間	9：30～12：00 13：00～15：00	10：00～12：00 13：00～16：00	9：30～12：00 13：00～17：00

仲裁センター等では東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により共同して解決に当たる。

※移管調停・現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

用語の解説

仲裁センターとは…

・裁判や民事調停に比べ短期間で紛争を解決することを目的に弁護士会が設置・運営している機関です。経験豊かな弁護士が斡旋・仲裁人となり、申立人（お客様）と相手方（信用組合）の双方の言い分をよく聞いたうえで、話し合いで解決できるよう和解の斡旋をしたり、双方の合意に基づき公平・中立な立場から仲裁判断をしたりします。

信用組合における総代会制度について

1. 総代会の仕組み（役割）

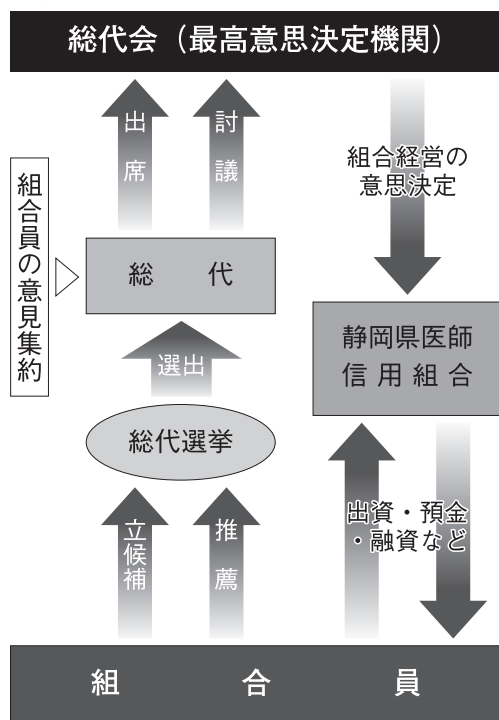
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員2,769名（令和8年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、理事会、委員会等での意見の吸い上げや日常の営業活動を通じて、総代や組合員の皆さまとのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方もしくは地区（選挙区）内の組合員から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者（立候補者、（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として投票は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は2年となっております。なお、当組合は地区（選挙区）を23の区に分け、総代の選出を行っています。

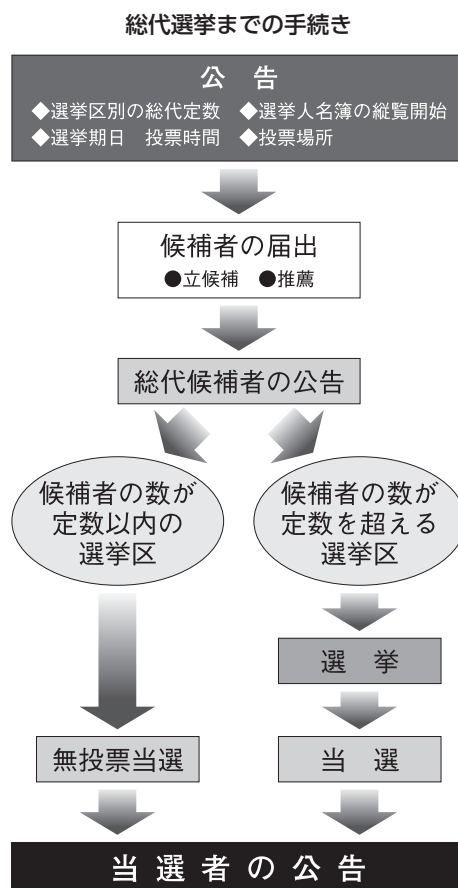
総代の定数は「115人以上135人以内」と定款で定めており、現在の総代数は135人です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。

3. 総代の選挙区・定数・総代数

（単位：人）

選挙区	総代定数	総代数	選挙区	総代定数	総代数
賀 茂	2	2	焼 津 市	4	4
田 方	3	3	志 太	6	6
伊 東 市	2	2	島 田 市	3	3
熱 海 市	1	1	榛 原	3	3
御 殿 場 市	3	3	小 笠	7	7
三 島 市	5	5	磐 周	6	6
沼 津	12	12	磐 田 市	7	7
富 士 市	8	8	浜 松 市	24	24
富 士 宮 市	4	4	浜 名	2	2
静岡市清水	8	8	浜松市浜北	4	4
静岡市静岡	18	18	引 佐 郡	1	1
			職 員	2	2

（令和8年7月1日現在）



選挙区	定数	総代氏名			
賀茂	2	⑤ 太田清利	② 菊池新		
田方	3	③ 紀平章代	◆ 杉本忠彦	③ 村田大一郎	
伊東市	2	④ 岡田典之	① 高柳伸之		
熱海市	1	◆ 服部真紀			
御殿場市	3	① 瀬戸拓也	① 松尾厚	② 安田敏男	
三島市	5	⑤ 池田裕介	④ 石井俊一	① 山口晶久	⑤ 吉富雄治
		① 渡辺貴			
沼津	12	② 雨宮徳直	② 植田美加	◆ 木村裕子	② 込宮卓司
		② 酒井良博	② 杉山茂樹	④ 関訓芳	③ 高桑博
		② 田中日出和	② 洲上佐智子	⑤ 北條正久	② 薬袋一夫
富士市	8	⑤ 井手潔	④ 海野公成	◆ 高木壮彦	② 日向真一
		⑤ 宮崎裕	⑤ 望月衛	② 渡邊英一郎	◆ 渡邊正規
富士宮市	4	① 指出一彦	① 霜多広	◆ 谷口和夫	⑤ 洲本晃司
静岡市清水	8	① 大蝶修司	② 草ヶ谷英樹	③ 高良俊武	① 佐藤博司
		③ 竹内康史	◆ 谷内麻子	③ 宮地武彦	③ 吉永治彦
		③ 岩田真喜子	② 大坪俊雄	① 鍋木敏志	◆ 河原秀俊
静岡市静岡	18	② 北村和広	③ 小長井英生	⑤ 佐々木玲聡	① 佐藤あずさ
		◆ 佐藤栄作	③ 杉山直幹	◆ 鈴木研一郎	① 鈴木健司
		① 仲島義治	◆ 袴田光治	◆ 福地康紀	② 堀田宗文
		② 吉川俊之	④ 依藤崇志		
焼津市	4	◆ 強口芳明	④ 谷口正和	◆ 堀尾恵三	① 山本剛史
志太	6	◆ 石川広巳	① 大岩健満	④ 小林正明	③ 嶋津正宏
		① 鈴木直之	③ 宮原健夫		
島田市	3	⑤ 木村貴彦	② 田口博之	⑤ 藤本嘉彦	
榛原	3	◆ 石井英正	◆ 座光寺哲	② 高木勇人	
小笠	7	④ 足立昌彦	① 内山博英	① 岡田裕美子	⑤ 北島直登
		② 北原圭一郎	① 高松康治	◆ 中島洋	
磐周	6	③ 家田貴子	◆ 石坂恭一	④ 上野山庄一	⑤ 鈴木勝之
		◆ 藤井一彦	◆ 吉田達也		
磐田市	7	① 青島正浩	⑤ 伊藤基	③ 川口宗一	③ 鈴木誠司
		① 鈴木大介	② 田中百合子	② 福本和彦	
浜松市	24	③ 浅井陽介	⑤ 浅野道雄	③ 畦倉久紀	◆ 磯部智明
		④ 岡崎貴宏	◆ 小野宏志	④ 菊池範行	◆ 幸田隆彦
		◆ 滝浪實	② 多々内友美子	① 館野誠	① 田中健太郎
		② 田中敏郎	⑤ 田中正純	① 田中正人	④ 鶴信雄
		⑤ 長坂士郎	◆ 蜂谷仁	◆ 林卓司	◆ 丸山哲史
		◆ 山岡功一	◆ 山口智之	◆ 山中克二	③ 湯口琢磨
浜名	2	◆ 伊藤健	◆ 長尾文之助		
浜松市浜北	4	◆ 岸本肇	③ 坂尾幸俊	② 杉本昌宏	◆ 高倉英博
引佐郡	1	④ 山田克己			
職員区	2	② 竹下友紀	② 藤波康貴		
総代合計	135	(敬称略、地区別五十音順)			

※氏名の前に平成28年度以降の総代の就任回数を記載しております。就任回数が5回を超えている場合は◆で示しております。氏名開示の同意を得られていない総代に関しては、「****」と表示しております。総代の一覧表については、当組合本店に備え置きしております。閲覧のご要望がございましたら、総務担当までご連絡ください。

第58回通常総代会のもよう

総代会は組合の最高意思決定機関で、通常総代会は毎年6月に開催されます。

第58回通常総代会

日時 令和8年6月24日(水) 17時30分

場所 ホテルグランヒルズ静岡
5階 センチュリールーム

出席者 総代定数 135名

出席者総数 131名(うち議決権行使書72名)

1. 開会の辞 (高倉専務理事)
2. 理事長の挨拶 (加陽理事長)
3. 議長選出 (吉富議長)
4. 議事

〈報告事項〉

第58期(令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで) 事業報告



〈議案〉

第1号議案 第58期貸借対照表、損益計算書承認の件、
監査報告

第2号議案 役員賞与支給承認の件

第3号議案 第58期剰余金処分案承認の件

第4号議案 令和8年度事業計画書承認の件

第5号議案 借入金最高限度額決定の件

以上、原案通り承認・可決されました。

5. 閉会の辞 (高倉専務理事)

地域貢献活動について

当組合の地域貢献活動についてご報告申し上げます。

1. 当組合の基本理念

協同組織の金融機関として、相互扶助の精神に基づき金融面を通して組合員の医業経営に関する事業の発展に役立つと共に、地域住民の医療および健康管理に貢献することを理念としております。

融資、文化・社会貢献活動面から皆様のお役に立つよう努めてまいります。

2. 医業経営支援

①取組方針：お客様の経営課題などには経営実態を把握するなかで、ご相談に誠実に対応してまいります。

②態勢整備：お客様に税理士や弁護士などの専門家から最善のアドバイスを提供できるよう担当者を配置しています。

③取組状況：「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月末で終了しましたが、貸付条件の変更や円滑な資金供給などお客様からのご要望に引き続き取り組んでおります。

また、資金繰り支援のための診療報酬債権流動化や、リース会社、収入増を目的としたレセプト精度の向上を支援する専門機関への取次体制を整備しています。

3. 融資を通じた貢献

組合員のための組合であることを第一に融資を推進してまいります。

① お申し出にはすぐに結論を出し、迅速な手続きに努めます

② 融資利率はできるだけ安くし、組合員への収益還元を考えます

③ 健全経営に努め、組合員皆様の一層の信頼が得られるよう努めます

4. 組合融資の現状と融資制度の内容

(1) 資金使途別融資金推移

(先 百万円 %)

	令和7年3月末		令和8年3月末	
資金使途	融資額	構成比	融資額	構成比
設備資金	19,472	84.3	19,991	85.4
運転資金	3,633	15.7	3,411	14.6
合 計	23,106	100.0	23,403	100.0

(2) 消費者ローン・住宅ローン融資金推移

(百万円 %)

	令和7年3月末		令和8年3月末	
	融資額	構成比	融資額	構成比
消費者ローン	1,025	14.5	1,419	18.5
住宅ローン	6,058	85.5	6,233	81.5
合 計	7,084	100.0	7,652	100.0

(3) 資金使途に応じた各種ローン制度を用意しております。

それぞれ利用しやすい内容としておりますので是非ご利用ください。

5. その他の取り組み

・令和4年4月から県民の健康保持・増進を目的に静岡県医師会が静岡放送㈱に委託・提供しているSBSラジオ「サンデークリニック」の制作協力を行っています。

・令和6年3月、静岡県医師会、静岡銀行との医療承継分野における連携協定を締結し、令和6年11月に「医療承継セミナー」を開催するとともに、令和7年11月には、三井住友信託銀行との共催で「相続・承継セミナー」を開催するなど、持続可能な地域医療提供体制の維持に資する活動に取り組んでいます。

[資料編]

目 次

決算の状況

貸借対照表 11～14

損益計算書 14

報酬体系について 15

財務内容のご説明

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法に基づく債権に対する

保全・引当状況 15

資金運用勘定・調達勘定の平均残高、その他 16

粗利益・業務純益、その他 16

経費の内訳、役務取引の状況、総資産利益率 16

総資金利鞘、その他 17

リスク管理態勢（自己資本比率規制 第3の柱による開示）
..... 17～29

資金調達

預金種目別残高、預金者別残高、その他 29

資金運用

貸出金種類別残高、貸出金使途別残高、その他 30

貸出金業種別残高、担保種類別貸出金残高、その他 30

有価証券種類別残高、有価証券等の取得価格、その他 30～31

その他業務

代理貸付残高の内訳、内国為替取扱実績、その他 31

※ 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

決算の状況

貸借対照表

(単位：千円)

資 産	令和6年度	令和7年度
現金	11,165	14,272
預 け 金	10,810,420	9,573,668
有 価 証 券	40,558,566	36,715,173
国 債	7,027,810	6,394,100
地 方 債	3,450,840	3,397,000
社 債	24,578,891	21,705,491
株 式	200	200
その他の証券	5,500,825	5,218,382
貸 出 金	23,106,714	23,403,126
手 形 貸 付	211,020	341,000
証 書 貸 付	22,895,694	23,062,126
そ の 他 資 産	149,895	142,064
全信組連出資金	38,000	38,000
未 収 収 益	99,233	92,899
仮 払 金	827	1,395
その他の資産	11,834	9,768
有 形 固 定 資 産	19,804	24,193
建 物	8,241	7,610
その他の有形固定資産	11,562	16,583
無 形 固 定 資 産	86,200	84,881
ソフトウェア	10,830	14,509
その他の無形固定資産	75,370	70,371
繰 延 資 産	28,975	25,882
債 務 保 証 見 返	143,068	114,572
貸 倒 引 当 金	△ 69,025	△ 69,979
資 産 の 部 合 計	74,845,784	70,027,855

負債及び純資産	令和6年度	令和7年度
預 金 積 金	65,997,813	64,166,471
普 通 預 金	21,215,248	20,631,235
定 期 預 金	43,645,635	42,561,173
定 期 積 金	1,135,880	973,500
そ の 他 の 預 金	1,050	562
借 用 金	2,900,000	1,100,000
当 座 借 越	2,900,000	1,100,000
そ の 他 負 債	148,003	177,563
未 払 費 用	32,810	66,538
給 付 補 填 備 金	3,892	3,358
未 払 法 人 税 等	70,251	56,804
前 受 収 益	16,270	21,828
職 員 預 り 金	19,816	21,360
そ の 他 の 負 債	4,962	7,673
賞 与 引 当 金	6,832	4,642
役 員 賞 与 引 当 金	3,600	3,150
退 職 給 付 引 当 金	25,378	23,124
役員退職慰労引当金	31,254	25,677
債 務 保 証	143,068	114,572
負 債 の 部 合 計	69,255,951	65,615,201
出 資 金	28,280	28,540
普 通 出 資 金	28,280	28,540
利 益 剰 余 金	8,599,243	8,730,812
利 益 準 備 金	31,680	31,680
その他利益剰余金	8,567,563	8,699,132
特 別 積 立 金	8,348,050	8,548,050
当期末処分剰余金	219,513	151,082
(当期純利益)	(155,738)	133,240
組 合 員 勘 定 計	8,627,523	8,759,352
その他有価証券評価差額損	△ 3,037,690	△ 4,346,698
評価・換算差額等合計	△ 3,037,690	△ 4,346,698
純 資 産 の 部 合 計	5,589,833	4,412,653
負債及び純資産の部合計	74,845,784	70,027,855

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物（附属設備） 18年
その他 4～20年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。
なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等

- 金融機関の資産の自己査定ならびに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）

年金資産の額	243,135百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	207,181百万円
差引額	35,953百万円
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日） 0.109%
- (3) 補足説明
上記(1)の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円及び財政上の剰余金44,804百万円によるものです。本制度における過去勤務債務の償却方法および残年数は元利均等償却7年であります。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
11. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 — 百万円
12. 有形固定資産の減価償却累計額 41百万円
13. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権破綻更生債権及びこれらに準ずる債権 50百万円
14. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	1,300百万円
	有価証券	2,800百万円
担保資産に対応する債務	借入金	1,100百万円

上記のほか、為替決済保証金として、全国信用協同組合連合会へ定期預け金800百万円を担保提供しております。
15. 出資1口当りの純資産額は、1,592,978円02銭です。
16. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方式
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（以下「ALM」という）をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として組合員に対する貸出金、有価証券及び金融機関への預け金です。
また、有価証券は、その殆どが債券であり、国債、地方債、公共債や高格付の事業債等で構成されています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されているため、運用資産のなかで十分な流動性を確保しております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理
当組合は、融資に関する規程他、融資関連規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、与信監査担当が行い、また、定期的に理事会へ報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理担当が信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - ② 市場リスクの管理
 - (i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

具体的にはALM委員会において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会及び代表理事に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関しては、リスク量が極めて少ないため、通貨スワップ等を利用したリスク管理は行っておりません。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、有価証券等の運用に関する基準に従い行われております。

このうち、市場部門では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報はリスク管理担当を通じ、理事会へ定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、投資信託、「貸出金」および「預金積金」「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年金融庁告示第17号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価（経済価値）の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、当事業年度において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合の時価（経済価値）は、1,889百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

17. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (※ 1)	9,573	9,593	20
(2) 有価証券	36,715	36,312	△ 403
満期保有目的の債券	4,898	4,495	△ 403
その他有価証券	31,816	31,816	—
(3) 貸出金 (※ 1)	23,403	23,338	△ 64
貸倒引当金 (※ 2)	△ 69	△ 69	—
	23,333	23,269	△ 64
金 融 資 産 計	69,621	69,174	△ 447
(1) 預金積金 (※ 1)	64,166	63,520	△ 646
(2) 借入金 (※ 1)	1,100	1,096	△ 4
金 融 負 債 計	65,266	64,616	△ 650

(※ 1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※ 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、下記①②の額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

② 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価格を時価としてみなしております。

(2) 借入金

借入金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価としております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
全信組連出資金	38
非上場株式	0
合 計	38

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下21まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券

売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
外国債券	—	—	—
小 計	—	—	—

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
地 方 債	2,400	2,162	△ 237
社 債	1,898	1,768	△ 129
外国債券	600	564	△ 35
小 計	4,898	4,495	△ 402
合 計	4,898	4,495	△ 402

(注) 1. 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	—	—	—
債 券	704	703	1
国 債	404	403	0
地方債	—	—	—
社 債	99	99	0
外国債券	200	200	0
そ の 他	—	—	—
小 計	704	703	1

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	0	0	—
債 券	31,111	35,460	△ 4,348
国 債	5,989	7,584	△ 1,594
地方債	997	1,122	△ 125
社 債	19,707	21,945	△ 2,237
外国債券	4,417	4,807	△ 389
そ の 他	—	—	—
小 計	31,111	35,460	△ 4,348
合 計	31,816	36,163	△ 4,346

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「その他」は投資信託等です。

19. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

20. 当期中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)			
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	—	—	—
債 券	2,100	0	△ 43
国 債	100	—	△ 27
地方債	—	—	—
社 債	2,000	0	△ 15
外国債券	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	2,100	0	△ 43

21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

(金額単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	800	6,270	11,321	13,105
国 債	201	2,026	91	4,074
地方債	—	—	3,235	161
社 債	599	4,243	7,994	8,869
外国証券	596	2,872	1,275	472
そ の 他	—	—	—	—
計	1,397	9,142	12,597	13,577

22. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

退職給付引当金	6百万円
役員退職慰労引当金	7百万円
未払事業税	3百万円
その他	9百万円
繰延税金資産合計	25百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	－百万円
繰延税金負債合計	－百万円
繰延税金負債の純額	－百万円

23. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

● 損益計算書 (単位：千円)		
科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	598,167	683,071
資 金 運 用 収 益	583,960	666,706
貸 出 金 利 息	178,316	255,631
預 け 金 利 息	39,148	45,620
有価証券利息配当金	364,972	363,931
その他の受入利息	1,523	1,523
役 務 取 引 等 収 益	9,508	9,444
受入為替手数料	1,493	1,482
その他の役務収益	8,015	7,962
そ の 他 業 務 収 益	3,799	6,920
国債等債券売却益	—	61
国債等債券償還益	132	28
その他の業務収益	3,666	6,829
そ の 他 経 常 収 益	899	—
償却債権取立益	899	—
経 常 費 用	384,712	501,555
資 金 調 達 費 用	67,269	156,358
預 金 利 息	64,229	153,870
給付補填備金繰入額	2,932	2,388
借 用 金 利 息	—	—
その他の支払利息	107	99

科 目	令和6年度	令和7年度
役 務 取 引 等 費 用	13,417	16,721
支払為替手数料	687	601
その他の役務費用	12,729	16,120
そ の 他 業 務 費 用	47,619	56,740
国 債 等 売 却 損	35,390	43,276
国債等債券償還損	1,094	4,269
貸倒引当金繰入	4,543	954
雑 損	6,591	8,240
経 費	256,406	271,733
人 件 費	166,702	173,360
物 件 費	89,339	98,056
税 金	363	316
そ の 他 経 常 費 用	—	—
その他の経常費用	—	—
経 常 利 益	213,455	181,516
特 別 利 益	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—
特 別 損 失	—	27
固 定 資 産 処 分 損	—	27
税引前当期純利益	213,455	181,488
法人税、住民税及び事業税	58,835	45,155
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,118	3,092
法 人 税 等 合 計	57,716	48,248
当 期 純 利 益	155,738	133,240
繰越金（当期首残高）	63,774	17,841
当 期 末 処 分 剰 余 金	219,513	151,082

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当りの当期純利益は、48,486円43銭です。

● 剰余金処分計算書 (単位：千円)		
科 目	令和6年度	令和7年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	219,513	151,082
繰越金（当期首残高）	63,774	17,841
当 期 純 利 益	155,738	133,240
剰 余 金 処 分 額	201,671	101,697
利 益 準 備 金	—	—
出資に対する配当金	1,671 (年6％の割)	1,697 (年6％の割)
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特 別 積 立 金	200,000	100,000
繰越金（当期末残高）	17,841	49,385

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

確 認 書	
私は、当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第58期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。	
令和8年5月27日 静岡県医師信用組合 理事長 加陽直実	

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、退職慰労金の支払いに関して支給対象者、支給額の算定方法等を規程で定めております。

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額（非常勤役員を含む）

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	44百万円

注1. 対象役員に該当する理事は13名、監事は3名です（期中に退任した者を含む）。

注2. 上記の内訳は、「基本報酬」38百万円、「賞与」3百万円、「退職慰労金」2百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度のリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

財務内容のご説明

● 協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：千円、％）

区 分		債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D)=(B)+(C)	保 全 率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	令和6年度	50,235	0	50,235	50,235	100	100
	令和7年度	50,235	0	50,235	50,235	100	100
危 険 債 権	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
要 管 理 債 権	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
小 計	令和6年度	50,235	0	50,235	50,235	100	100
	令和7年度	50,235	0	50,235	50,235	100	100
正 常 債 権	令和6年度	23,199,547					
	令和7年度	23,467,463					
合 計	令和6年度	23,249,782					
	令和7年度	23,517,698					

（注）協金法・再生法等に基づく開示債権は、貸借対照表の貸出金及びその他資産中の未払利息及び仮払金並びに債務保証見返りについて、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のように区分します。

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（1及び2に掲げるものを除く）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く）です。
7. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込み額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未払利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

● 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等 (単位：千円、%)

項 目	年度	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	令和 6 年度	78,672,980	583,960	0.74
	令和 7 年度	75,539,991	666,706	0.88
貸 出 金	令和 6 年度	22,216,745	178,316	0.80
	令和 7 年度	23,247,951	255,631	1.09
預 け 金	令和 6 年度	12,346,058	39,148	0.31
	令和 7 年度	9,767,329	45,620	0.46
買入金銭債 権	令和 6 年度	－	－	－
	令和 7 年度	－	－	－
有価証券	令和 6 年度	44,072,176	364,972	0.82
	令和 7 年度	42,486,710	363,931	0.85
出 資 金	令和 6 年度	38,000	1,523	4.00
	令和 7 年度	38,000	1,523	4.00
資金調達勘定	令和 6 年度	70,184,819	67,269	0.09
	令和 7 年度	66,904,748	156,358	0.23
預金積金	令和 6 年度	66,639,259	67,162	0.10
	令和 7 年度	65,096,168	156,259	0.24
借 用 金	令和 6 年度	3,524,109	－	－
	令和 7 年度	1,788,767	－	－
職 員 預 り 金	令和 6 年度	21,449	107	0.49
	令和 7 年度	19,813	99	0.49

● 1店舗当たりの預金および貸出金残高 (単位：千円)

区 分	令和 6 年度末	令和 7 年度末
1 店舗当たりの預金残高	65,997,813	64,166,471
1 店舗当たりの貸出金残高	23,106,714	23,403,126

● 職員 1 人当たりの預金および貸出金残高 (単位：千円)

区 分	令和 6 年度末	令和 7 年度末
職員 1 人当たりの預金残高	5,076,754	5,347,205
職員 1 人当たりの貸出金残高	1,777,439	1,950,260

● 粗利益・業務純益 (単位：千円、%)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
資金運用収益	583,960	666,706
資金調達費用	67,269	156,358
資金運用収支	516,691	510,347
役務取引等収益	9,508	9,444
役務取引等費用	13,417	16,721
役務取引等収支	△ 3,909	△ 7,277
その他業務収益	3,799	6,920
その他業務費用	47,619	56,740
その他業務収支	△ 43,820	△ 49,820
業務粗利益	473,505	454,205
業務粗利益率	0.60	0.60
一般貸倒引当金繰入	△ 45,691	954
個別貸倒引当金繰入額	50,235	－
経 費	256,406	271,733
業 務 純 益	270,565	189,184
実 質 業 務 純 益	224,874	190,139
コ ア 業 務 純 益	261,225	237,594
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	261,225	237,594

業務純益：業務収益－（業務費用－金銭の信託見合費用）
金融機関の基本的な業務の収支成果を示す指標。
実質業務純益：業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
コア業務純益：実質業務純益－国債等債券損益

● その他業務収益の内訳 (単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
国債等債券売却益	－	61
国債等債券償還益	132	28
その他の業務収益	3,666	6,829
その他業務収益合計	3,799	6,920

(注) 当組合は、外国為替、商品有価証券の取り扱いはありません。

● その他業務費用の内訳 (単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
国債等債券売却損	35,390	43,276
国債等債券償還損	1,094	4,269
国債等債券償却	－	－
貸倒引当金繰入	4,543	954
雑 損	6,591	8,240
その他業務費用合計	47,619	56,740

(注) 当組合は、外国為替、商品有価証券の取り扱いはありません。

● 経費の内訳 (単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
人 件 費	166,702	175,889
報 酬 給 与 手 当	133,996	140,294
賞与引当金純繰入額	4,094	510
退 職 給 付 費 用	11,723	17,323
社 会 保 険 料 等	16,887	17,761
物 件 費	89,339	95,527
事 務 費	33,180	36,555
固 定 資 産 費	18,844	18,772
事 業 費	19,475	19,638
人 事 厚 生 費	1,449	1,770
預 金 保 険 料	9,650	9,531
固 定 資 産 償 却	6,739	9,259
税 金	363	316
経 費 合 計	256,406	271,733

● 役務取引の状況 (単位：千円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
役 務 取 引 等 収 益	9,508	9,444
受入為替手数料	1,493	1,482
その他の役務収益	8,015	7,962
役 務 取 引 等 費 用	13,417	16,721
支払為替手数料	687	601
その他の役務費用	12,729	16,120

● 総資産利益率 (単位：%)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
総資産経常利益率	0.27	0.23
総資産当期純利益率	0.19	0.17

(注)
総資産経常（当期純）利益率＝ $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

● 総資金利鞘等 (単位：％)

区 分	令和6年度	令和7年度
資金運用利回り(a)	0.74	0.88
資金調達原価率(b)	0.46	0.63
総資金利鞘(a－b)	0.28	0.25

(注)
資金運用利回り(a)＝ $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
資金調達原価率(b)＝ $\frac{\text{資金調達費用－金銭の信託見合費用＋経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$
総資金利鞘(a－b)＝資金運用利回り－資金調達原価率

● 受取利息および支払利息の増減 (単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
受 取 利 息 の 増 減	35,688	82,746
支 払 利 息 の 増 減	6,668	89,089

● 預貸率および預証率 (単位：％)

区 分		令和6年度	令和7年度
預 貸 率	期 末	35.01	36.47
	期中平均	33.33	35.71
預 証 率	期 末	61.45	57.21
	期中平均	66.13	65.26

● リスク管理態勢（自己資本比率規制 第3の柱による開示）

－ 一定性の事項－

- ・ 自己資本調達手段の概要
- ・ 信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・ 統合的リスク管理に関する事項
- ・ 信用リスクに関する事項
- ・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要
- ・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要…該当事項なし
- ・ 証券化エクスポージャーに関する事項
- ・ オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・ 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要
- ・ 金利リスクに関する事項

□ 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本については、組合員の皆様からの普通出資金と内部留保（利益剰余金）から成っています。

□ 信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで内部留保による資本積上げ等を行うことにより着実に自己資本を充実させてまいりました。
この結果自己資本比率も22.42％と国内基準の4％を大きく上回っており、経営の健全性・安全性は十分確保されているものと評価しております。

□ 統合的リスク管理に関する事項

統合的リスク管理とは、リスクカテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、当組合の経営体力（自己資本）と比較・対照することにより、リスク管理を行うことをいいます。
ストレステストによる自己資本充実度の評価や、自己資本比率に反映しない各種リスク等を把握し、経営体力に見合ったリスクコントロールにより健全性の確保と安定収益の確保に努めています。

□ 信用リスクに関する項目

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、経済的損失を被るリスクのことをいいます。
当組合は、信用リスクを管理すべき最も重要なリスクとの認識のうえ、与信業務の基本理念や手続等を示した「融資に関する規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。また、信用リスクの評価については標準的手法を採用しております。
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当計上基準に則り、次のとおり計上しております。正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出された金額に、将来の予測を踏まえた必要な修正を行った金額を引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、

債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

2. 標準的手法が適用される^{注1)}ポートフォリオについて

- ① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の三つの機関を採用しています。
格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・ジャパン（MDY）
- ② ^{注2)}エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

注1) ポートフォリオとは投資の配分・構成を意味します。
注2) リスクに晒されている資産のこと、具体的には貸出金、預け金、有価証券などが該当。

□ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、国債担保、保証が該当します。
当組合は融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、経営環境、経営者の資質などさまざまな角度から可否の判断をしており、担保又は保証が必要な場合はお客様への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。
担保に関する手続については「融資に関する規程」や「融資事務規程」により適切な取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。
また、お客様が期限の利益を失われた場合、全ての融資取引の範囲において、預金相殺をする場合がありますが、各種契約書や「融資事務規程」に基づき適切な取扱いに努めております。

□ ^{注1)}派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方法及び手続の概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。
注1) 派生商品取引とは原資産取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品のこと（先物、先渡し、スワップ、オプション等）。

□ 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要
証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する

不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に分類されますが、当組合は全て投資家の立場で証券化商品を購入しており、また格付も投資適格のものに限定するなど、リスク管理に努めております。

2. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は標準的手法を採用しております。

3. 証券化取引に関する会計方針

オリジネーターとしての証券化取引は該当ありません。

4. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の三機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

格付投資情報センター (R&I)、日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・ジャパン (MDY)

注1) P 20「自己資本比率とは」参照。

□ オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなど、信用リスク、市場リスク以外の全てのリスクをオペレーショナルリスクとして捉え、管理態勢や管理方法に関する基本方針をそれぞれ定め、リスク認識及び評価をしております。またこれらのリスクに関しては、必要に応じて理事会等へ報告する態勢を整備しております。

2. オペレーショナル・リスク相当額は、標準的計測手法により算出しております。

□ 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合が保有している出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、系統金融機関への出資金及び共同計算センター等の株式(非上場)であり、いずれも政策投資的なもので、金額も少額であります。

また、リスクの状況についても、定期的に検証し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「償却・引当計上基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

□ 金利リスクに関する事項

1. リスクの説明およびリスク管理の方針

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に影響を及ぼすリスクをいいます。

当組合は、「リスク管理方針」および「市場リスク管理方針」の中で、金利リスクについて定めており、定期的な評価・計測を行い対応を講じる態勢としています。

2. リスク管理の体制及び手続の概要

一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響などを、ALM管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。

3. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスク (IRRBB) の算定は、以下の定義に基づき、 ΔEVE 、 ΔNII について、上方パラレルシフト・下方パラレルシフトなど、経済価値の変動幅、期間収益への影響度を算出しています。

① 計測手法

「金利更改ラダー方式」

② コア預金

対 象：流動性預金全般 (普通等)

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

満 期：5年以内 (平均2.5年)

③ 金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

④ 金利ショック幅

100B P 平行移動

⑤ リスク計測の頻度

四半期 (前月末基準)

注1) ALM…資産、負債の総合管理といい、主として金融機関で活用されているバランスシート of リスク管理方法。

注2) BP……ベシスポイントの略。1ベシスは0.01%であり、100BP平行移動とは全期間の金利を全て1%変化させることを意味する。

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する事項
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスク (信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く) に関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額…該当事項なし
- ・金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額

□自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	8,625,851	8,757,655
うち、出資金及び資本剰余金の額	28,280	28,540
うち、利益剰余金の額	8,599,243	8,730,812
うち、外部流出予定額 (△)	1,671	1,697
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	18,790	19,744
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	18,790	19,744
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,644,641	8,777,399
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	62,064	61,114
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	62,064	61,114
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	62,064	61,114
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	8,582,576	8,716,285

項 目	令和6年度	令和7年度
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	39,101,200	38,030,370
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 163,534	△ 161,080
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分	－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	806,454	830,915
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額	－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	39,907,654	38,861,285
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	21.50%	22.42%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

用語の解説

自己資本比率とは…

- ・簡単にいえば資産額に占める自己資本額の割合で、上記の表の算式により算出されます。信用協同組合等の自己資本比率は4％以上必要とされています。
- ・この計算に用いる資産額は貸借対照表に計上された額そのままではなく、すべての資産ごとに信用リスクに応じた掛け目（リスク・ウエイト）を乗じてリスクとなる額（リスク・アセット）を、またオペレーショナル・リスクについては、当組合の「ビジネス規模」と「損失実績」を組み合わせる新しい標準的計測手法により算出しております。たとえば、現金や国債、地方債などはリスク・ウエイトはゼロで、リスク・アセットもゼロとなり、また民間向けの貸出金や有価証券等は信用力に応じてリスク・ウエイトが細かく定められています。

□自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計※1	39,101	1,564	38,030	1,521
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	39,264	1,571	39,264	1,571
（i）ソブリン向け	489	20	376	15
（ii）金融機関向け	5,402	216	4,484	179
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,711	68	1,865	75
（iii）カバード・ボンド向け	－	－	－	－
（iv）法人等向け	5,195	208	4,776	191
（v）中堅中小企業等・個人向け	14,488	580	14,652	586
トランザクター向け	－	－	－	－
（vi）不動産関連向け	4,558	182	4,577	183
自己居住用不動産等向け	4,558	182	4,577	183
賃貸用不動産向け	－	－	－	－

			令和6年度		令和7年度	
			リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
		事業用不動産関連向け	—	—	—	—
		その他不動産関連向け	—	—	—	—
		ADC向け	—	—	—	—
		(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	3,936	157	4,163	167
		(viii) 延滞等向け	—	—	—	—
		(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—
		(x) 株式等	0	0	0	0
		(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
		(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,517	181	4,510	180
		(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	38	2	38	2
		(xiv) その他	612	24	611	24
		②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
		③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
		ルック・スルー方式	—	—	—	—
		マンドート方式	—	—	—	—
		蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
		蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
		フォールバック方式（1,250%）	—	—	—	—
		④未決済取引	—	—	—	—
		⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 163	△ 7	△ 161	△ 6
		⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
		⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
	□	オペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額（簡便法）	806	32	830	33
		B I	537	—	553	—
		B I C	64	—	66	—
	ハ	単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	39,907	1,596	38,861	1,554

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. オペレーショナル・リスクは、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

□信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別及び残存期間別）（単位：百万円）

業種区分 期間区分		エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		預 け 金		デリバティブ取引			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国	内	74,095	70,894	23,199	23,467	40,086	37,854	10,810	9,573	－	－	50	50
海	外	3,509	3,207	－	－	3,509	3,207	－	－	－	－	－	－
地	域 別 合 計	77,605	74,101	23,199	23,467	43,596	41,061	10,810	9,573	－	－	50	50
製	造 業	5,509	5,587	－	－	5,509	5,587	－	－	－	－	－	－
農	業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
林	業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁	業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱	業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建	設 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業		3,761	3,059	－	－	3,761	3,059	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業		102	101	－	－	102	101	－	－	－	－	－	－
運	輸 業	2,019	2,113	－	－	2,019	2,113	－	－	－	－	－	－
卸 売 業 ・ 小 売 業		1,925	1,615	－	－	1,925	1,615	－	－	－	－	－	－
金 融 ・ 保 険 業		20,930	19,855	－	－	10,120	10,282	10,810	9,573	－	－	－	－
不 動 産 業		3,149	2,742	－	－	3,149	2,742	－	－	－	－	－	－
医 療 ・ 福 祉		21,449	21,828	21,449	21,828	－	－	－	－	－	－	50	50
各 種 サ ー ビ ス		－	95	－	－	－	95	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体等		17,008	15,462	－	－	17,008	15,462	－	－	－	－	－	－
個	人	1,750	1,639	1,750	1,639	－	－	－	－	－	－	－	－
そ	の 他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
業 種 別 合 計		77,605	74,101	23,199	23,467	43,596	41,061	10,810	9,573	－	－	50	50
1	年 以 下	8,360	11,610	450	503	1,000	3,534	6,910	7,573	－	－		
1	年 超 3 年 以 下	7,043	8,312	530	712	4,613	7,400	1,900	200	－	－		
3	年 超 5 年 以 下	7,785	5,711	1,923	1,829	5,662	3,882	200	－	－	－		
5	年 超 7 年 以 下	6,334	7,642	1,381	1,148	4,953	5,994	－	500	－	－		
7	年 超 10 年 以 下	11,148	12,022	2,064	2,483	8,284	9,239	800	300	－	－		
10	年 超	36,930	28,802	16,849	16,792	19,081	11,010	1,000	1,000	－	－		
期間の定めのないもの		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
そ	の 他	－	－	－	－	－	－			－	－		
残 存 期 間 別 合 計		77,605	74,101	23,199	23,467	43,596	41,061	10,810	9,573	－	－		

- (注) 1. 当組合は、貸出金以外のオフバランス取引・デリバティブ取引・三月以上延滞エクスポージャーに該当するものではありません。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等（単位：百万円）

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
医療・福祉	－	50	50	－	－	－	－	－	50	50	－	－
合 計	－	50	50	－	－	－	－	－	50	50	－	－

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
P.30をご参照ください。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	11	－	11	－	－	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,638	－	3,638	－	－	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	3,532	－	3,532	－	－	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	1,224	－	1,224	－	122	10
我が国の政府関係機関向け	3,659	－	3,659	－	365	10
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	21,436	－	21,436	－	5,402	25
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	4,411	－	4,411	－	1,711	38
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	14,970	－	14,970	－	5,195	34
(うち特定貸付債権向け)	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	16,965	143	16,780	143	14,488	85
(うちトランザクター向け)	－	－	－	－	－	－
不動産関連向け	6,078	－	6,078	－	4,558	75
(うち自己居住用不動産等向け)	6,078	－	6,078	－	4,558	75
(うち賃貸用不動産向け)	－	－	－	－	－	－
(うち事業用不動産関連向け)	－	－	－	－	－	－
(うちその他不動産関連向け)	－	－	－	－	－	－
(うちADC向け)	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	3,936	－	3,936	－	3,936	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	－	－	－	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	12	－	12	－	1	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	0	－	0	－	0	100
上記以外	2,292	－	2,292	－	5,167	225
(うち重要な出資のエクスポージャー)	－	－	－	－	－	－
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	1,806	－	1,806	－	4,517	250
(うち信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー)	38	－	38	－	38	100
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	－	－	－	－	－	－
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー(国内基準の適用を受ける信用組合に限る。))	－	－	－	－	－	－
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー(国内基準の適用を受ける信用組合に限る。))	300	－	300	－	490	163
(うち右記以外のエクスポージャー)	147	－	147	－	121	82
証券化	－	－	－	－	－	－
(うちSTC要件適用分)	－	－	－	－	－	－
(うち短期STC要件適用分)	－	－	－	－	－	－
(うち不良債権証券化適用分)	－	－	－	－	－	－
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－
未決済取引					－	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額					△163	
合計(信用リスク・アセットの額)					39,076	

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（％）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和7年度					
現金	14	－	14	－	－	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,433	－	5,433	－	－	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	3,529	－	3,529	－	－	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	913	－	913	－	91	10
我が国の政府関係機関向け	2,846	－	2,846	－	284	10
地方三公社向け	－	－	－	－	－	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	17,675	－	17,675	－	4,484	25
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	5,017	－	5,017	－	1,865	37
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	14,893	－	14,893	－	4,776	32
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	17,240	114	17,240	114	14,652	84
（うちトランザクター向け）	－	－	－	－	－	－
不動産関連向け	6,103	－	6,103	－	4,577	75
（うち自己居住用不動産等向け）	6,103	－	6,103	－	4,577	75
（うち賃貸用不動産向け）	－	－	－	－	－	－
（うち事業用不動産関連向け）	－	－	－	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	－	－	－	－	－	－
（うちADC向け）	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	3,330	－	3,330	－	4,163	125
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	9	－	9	－	0	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	0
株式等	0	－	0	－	0	130
上記以外	2,288	－	2,288	－	5,160	225
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	1,804	－	1,804	－	4,510	250
（うち信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー）	38	－	38	－	38	100
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー（国内基準の適用を受ける信用組合に限る。）	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー（国内基準の適用を受ける信用組合に限る。）	300	－	300	－	490	163
（うち右記以外のエクスポージャー）	146	－	146	－	120	83
証券化	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－	－	－	－
（うち短期STC要件適用分）	－	－	－	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－
未決済取引					－	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額					△161	
合計（信用リスク・アセットの額）					38,030	

	資産の額及び与信相当額の合計額A（CCF・信用リスク削減効果適用後）												
	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	75%	80%	85%	100%	その他	合計
	令和6年度												
現金	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,638	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,638
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,532	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,532
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	1,224	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,224
我が国の政府関係機関向け	-	3,659	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,659
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	-	-	15,555	3,166	10	501	300	-	100	-	-	1,802	21,436
（うち、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け）	-	-	100	1,807	-	500	200	-	-	-	-	1,802	4,411
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付 債権向けを含む。）	-	-	7,634	-	-	7,336	-	-	-	-	-	-	14,970
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	1,108	-	14,381	1,432	-	16,923
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	6,078	-	-	-	-	6,078
（うち自己居住用不動産等向け）	-	-	-	-	-	-	-	6,078	-	-	-	-	6,078
（うち賃貸用不動産向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,936	-	3,936
延滞等向け（自己居住用 不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-
	7,182	4,895	23,189	3,166	10	7,837	300	7,187	100	14,381	5,369	1,802	75,423

	資産の額及び与信相当額の合計額A（CCF・信用リスク削減効果適用後）													
	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	75%	80%	85%	100%	130%	その他	合計
	令和7年度													
現金	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,433	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,433
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,529	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,529
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	913	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	913
我が国の政府関係機関向け	-	2,846	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,846
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	-	-	12,805	2,556	10	300	300	-	100	-	-	-	1,602	17,675
（うち、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け）	-	-	1,008	1,705	-	300	300	-	100	-	-	-	1,602	5,017
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付 債権向けを含む。）	-	-	8,986	-	-	5,807	-	100	-	-	-	-	-	14,893
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	1,300	-	14,764	1,128	-	-	17,192
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	6,103	-	-	-	-	-	6,103
（うち自己居住用不動産等向け）	-	-	-	-	-	-	-	6,103	-	-	-	-	-	6,103
（うち賃貸用不動産向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,330	3,330
延滞等向け（自己居住用 不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-
	8,977	3,769	21,791	2,556	10	6,108	300	7,503	100	14,764	1,128	0	4,933	71,943

●リスクウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分（％）	ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前				ＣＣＦの加重平均値 （％）		資産の額及び与信相当額の合計額 （ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後）	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目					
	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
40％未満	38,628	37,256	－	－	100％	100％	38,443	37,094
40％～70％	9,941	8,021	－	－	100％	100％	9,941	8,021
75％	7,187	7,503	－	－	100％	100％	7,187	7,503
80％	100	100	－	－	100％	100％	100	100
85％	14,238	14,649	143	114	100％	100％	14,381	14,764
90％～100％	5,369	1,128	－	－	100％	100％	5,369	1,128
105％～130％	－	3,330	－	－			－	3,330
150％	－	－	－	－			－	－
250％	－	－	－	－			－	－
400％	－	－	－	－			－	－
1250％	－	－	－	－			－	－
そ の 他	－	－	－	－			－	－
合 計	75,466	71,990	143	114	100％	100％	75,423	71,943

□信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		185	162	408	199	—	—
①ソブリン向け		—	—	408	199	—	—
②金融機関向け		—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—	—	—	—	—	—
③カバードボンド		—	—	—	—	—	—
④法人等向け		66	55	—	—	—	—
⑤中堅中小企業等・個人向け		119	107	—	—	—	—
⑥不動産関連向け		—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け		—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け		—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け		—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け		—	—	—	—	—	—
ADC向け		—	—	—	—	—	—
⑦劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
⑧延滞エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
⑨自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—	—	—	—
⑩株式等		—	—	—	—	—	—
⑪その他		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

3. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

□派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません。

□証券化エクスポージャーに関する事項

●オリジネーターの場合
該当事項はありません。

●投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (単位：百万円)

証券化エクスポージャーの額		令和6年度	令和7年度
(i) 不動産		－	－
(ii) その他		－	－

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等 (単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
20	－	－	－	－
50	－	－	－	－
100	－	－	－	－
200	－	－	－	－
250	－	－	－	－
自己資本控除	－	－	－	－

(注) 1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

□出資等エクスポージャーに関する事項

●出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等 (単位：百万円)

区 分		出資等エクスポージャー							
		うち、売買目的有価証券に該当するもの			うち、その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		
							うち益	うち損	
上 場 株 式	令和6年度	－	－	－	－	－	－	－	－
	令和7年度	－	－	－	－	－	－	－	－
非上場株式等	令和6年度	38	－	－	－	－	－	－	－
	令和7年度	38	－	－	－	－	－	－	－
合 計	令和6年度	38	－	－	－	－	－	－	－
	令和7年度	38	－	－	－	－	－	－	－

(注) 1. 貸借対照表計上額のうち、売買目的有価証券に該当するもの、その他有価証券で時価のあるものはありません。

●子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等
該当ありません。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
該当ありません。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	△ 3,037	△ 4,346

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	－	－

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

□リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	－	－
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	－	－

□金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク					
順番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	1,889	2,364	146	166
2	下方平行シフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,528	1,934		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,889	2,364	146	166
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,716		8,582	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。

資金調達

● 預金種目別残高（期末残高）（単位：千円、%）

種 目	令和6年度末		令和7年度末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
流 動 性 預 金	21,216,298	32.1	20,631,798	32.1
定 期 性 預 金	44,781,515	67.9	43,534,673	67.9
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 預 金	—	—	—	—
合 計	65,997,813	100.0	64,166,471	100.0

● 預金種目別残高（平均残高）（単位：千円、%）

種 目	令和6年度		令和7年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
流 動 性 預 金	22,345,422	33.5	21,386,267	32.9
定 期 性 預 金	44,293,837	66.5	43,709,900	67.1
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 預 金	—	—	—	—
合 計	66,639,259	100.0	65,096,168	100.0

● 預金者別残高（期末残高）（単位：百万円、%）

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	32,525	49.3	31,163	48.6
法 人	33,471	50.7	33,002	51.4
一般法人	33,471	50.7	33,002	51.4
金融機関	—	—	—	—
公 金	—	—	—	—
合 計	65,997	100.0	64,166	100.0

● 定期預金種類別残高（期末残高）（単位：百万円）

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固定金利定期預金	44,781	43,534
変動金利定期預金	0	0
その他の定期預金	0	0
合 計	44,781	43,534

● 財形貯蓄残高（期末残高）（単位：千円）

項 目	令和6年度末	令和7年度末
財 形 貯 蓄 残 高	—	—

資 金 運 用

● 貸出金種類別残高（期末残高）（単位：千円、％）

種 目	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	—	—	—	—
手 形 貸 付	211,020	0.9	341,000	1.5
証 書 貸 付	22,895,694	99.1	23,062,126	98.5
当 座 貸 越	—	—	—	—
合 計	23,106,714	100.0	23,403,126	100.0

（注）当組合は、割引手形、当座貸越は取り扱っておりません。

● 貸出金種類別残高（平均残高）（単位：千円、％）

種 目	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	—	—	—	—
手 形 貸 付	370,309	1.7	274,661	1.2
証 書 貸 付	21,846,436	98.3	22,973,289	98.8
当 座 貸 越	—	—	—	—
合 計	22,216,745	100.0	23,247,951	100.0

● 貸出金使途別残高（期末残高）（単位：千円、％）

種 目	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	3,633,962	15.7	3,411,600	14.6
設 備 資 金	19,472,752	84.3	19,991,526	85.4
合 計	23,106,714	100.0	23,403,126	100.0

● 消費者ローン・住宅ローン残高（期末残高）（単位：千円、％）

種 目	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,025,585	14.5	1,419,643	18.6
住 宅 ロ ー ン	6,058,996	85.5	6,233,029	81.4
合 計	7,084,581	100.0	7,652,672	100.0

● 貸出金業種別残高・構成比（単位：千円、％）

業 種 別	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
医 療・ 福 祉	20,823,183	90.1	21,763,868	93.0
個 人	2,283,531	9.9	1,639,258	7.0
合 計	23,106,714	100.0	23,403,126	100.0

（注）個人は勤務医に対する消費者ローン・住宅ローンです。

● 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

（単位：百万円、％）

区 分	令和6年度末			令和7年度末		
	金 額	構成比	債務保証見返額	金 額	構成比	債務保証見返額
当 組 合 預 金 積 金	172	0.7	—	149	0.6	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—	—	—
不 動 産	17,460	75.5	143	17,929	76.6	114
そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計	17,633	76.3	143	18,079	77.2	114
信用保証協会・信用保険	15	0.1	—	11	0.1	—
保 証	2,411	10.4	—	2,520	10.8	—
信 用	3,046	13.3	—	2,791	11.9	—
合 計	23,106	100.0	143	23,403	100.0	114

● 貸出金金利区分別残高

（単位：百万円）

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固 定 金 利 貸 出	—	—
変 動 金 利 貸 出	23,106	23,403
合 計	23,106	23,403

● 貸出金償却額

（単位：千円）

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

● 貸倒引当金の内訳

（単位：千円）

項 目	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	18,790	△ 45,691	19,744	954
個別貸倒引当金	50,235	50,235	50,235	—
貸倒引当金合計	69,025	4,543	69,979	954

（注）当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係わる引き当ては行っておりません。

● 有価証券種類別残高（平均残高）（単位：千円、％）

業 種 別	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	8,119,168	18.4	8,084,738	19.0
地 方 債	3,235,529	7.3	3,525,300	8.3
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	26,667,708	60.5	25,106,226	59.1
株 式	200	0.0	200	0.0
その他の証券	6,049,570	13.7	5,770,245	13.6
貸付有価証券	—	—	—	—
合 計	44,072,176	100.0	42,486,710	100.0

（注）当組合は、商品有価証券は保有しておりません。

● 有価証券種類別残存期間別残高 (単位：百万円)

区 分		1年以内	1 年 超 5年以内	5 年 超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
国 債	令和6年度末	—	2,275	97	4,655	—
	令和7年度末	201	2,026	91	4,074	—
地 方 債	令和6年度末	—	—	2,991	459	—
	令和7年度末	—	—	3,235	161	—
短期社債	令和6年度末	—	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—	—
社 債	令和6年度末	699	4,954	7,888	11,036	—
	令和7年度末	598	4,243	7,994	8,869	—
株 式	令和6年度末	—	—	—	—	0
	令和7年度末	—	—	—	—	0
外国証券	令和6年度末	299	2,897	1,795	508	—
	令和7年度末	597	2,872	1,275	472	—
そ の 他 の 証 券	令和6年度末	—	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—	—
合 計	令和6年度末	999	10,126	12,772	16,659	0
	令和7年度末	1,397	9,142	12,597	13,577	0

● 有価証券、金銭の信託等の取得価格又は契約価格、時価及び評価損益 (単位：千円)

項 目		取得価格又は契約価格	時 価	評価損益
有価証券	6年度末	43,596,256	40,558,566	△ 3,037,690
	7年度末	41,061,872	36,715,173	△ 4,346,698
金 銭 の 信 託	6年度末	—	—	—
	7年度末	—	—	—
デリバティブ 等 商 品	6年度末	—	—	—
	7年度末	—	—	—

- (注) 1. 「時価」は、上場有価証券については決算日時価、非上場有価証券については価格等の算定が可能なもの（店頭売買有価証券については日本証券業協会が公表する売買価格等、公募債券については日本証券業協会が発表する公社店頭（基準）気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格）については時価相当額、その他のものは帳簿価格です。
2. 有価証券については12年度より時価会計が適用されたことにともない、償却原価法による簿価の調整を行っています。
- 償却原価法とは償還期限、償還金額の定めのある有価証券の内、償還金額と取得価額が異なるものについて、期末において取得価額が額面金額より高いとき（オーバーパー）又は低いとき（アンダーパー）、帳簿価額を一定の方法で減額又は増額して調整することです。
- オーバーパーについては相応の期間計算により、減額損計上（アモチゼーション）、アンダーパーについては増額益計上（アキュムレーション）により、7年度については40,144千円の簿価減額調整を行いました。

● 先物取引の時価情報

先物取引は取り扱っておりません。

● オフバランス取引の状況

独立行政法人福祉医療機構代理貸付および全国信用協同組合連合会代理貸付にかかる債務保証以外、オフバランス取引は取り扱っておりません。

そ の 他 業 務

● 代理貸付残高の内訳 (単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
独立行政法人福祉医療機構	—	—
全国信用協同組合連合会	143,068	114,572

● 国際業務

国際業務は取り扱っておりません。

● 内国為替取扱実績 (単位：百万円)

区 分		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	9,837	19,170	9,855	19,228
	他の金融機関から	3,426	16,425	3,235	16,900
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

● 公共債引受額、窓販額

引受、窓口販売は取り扱っておりません。

融資商品のご案内 (令和8年7月31日現在)

♪マークは無担保型融資です。

Dr.ビジネスプランサポートパック

医業承継ローン

資金使途：医業承継時に必要となる
運転資金・設備資金
対 象 者：静岡県内の診療所を
承継する先生
限 度 額：5億円
融資期間：30年以内
(1年間の元金返済据置可)

医信では、医業承継に関するご相談の
受付や、各種専門家へのお取次ぎも
行っております。

また、令和6年3月には、県医師会・
静岡銀行と医業承継分野における連携
協定を締結いたしました。

ぜひ、お気軽に医信にご相談ください。

新規開業ローン

資金使途：新規開業資金
対 象 者：静岡県内に診療所を
新規に開業する先生
限 度 額：5億円
融資期間：25年以内
(1年間の元金返済据置可)

♪新規開業ローン(無担保口)

資金使途：新規開業資金
対 象 者：静岡県内に診療所を
新規に開業する先生
限 度 額：3千万円
融資期間：20年以内
(1年間の元金返済据置可)

医療機器ローン

資金使途：医療機器購入資金
対 象 者：開業医の先生および法人
限 度 額：5千万円
融資期間：10年以内
※令和8年8月3日より「医療DX機器ローン」
の取扱いを開始します。詳細はお問い合わせ
ください！

土地購入ローン

資金使途：診療所や介護施設・駐車場
等のための土地購入資金
対 象 者：開業医の先生および法人
限 度 額：5億円
融資期間：25年以内

診療所ローン

資金使途：診療所や介護施設の
新築・増改築資金
対 象 者：開業医の先生および法人
限 度 額：5億円
融資期間：25年以内

♪ドクターサポートローン

資金使途：医業に係わる事業資金
対 象 者：開業医の先生および法人
(勤務医の先生は開業資金のみ利用可)
限 度 額：1千万円
融資期間：5年以内

・共通事項

1. 融資限度額は合算で原則として5億円以内となります。
2. 返済方法は元金均等返済で、返済資金はご指定の金融機関口座より引落としとなります。
3. 担保は原則として不動産。保証人に関しては融資規程に準じて取扱います。
4. 融資利率はすべて変動金利です。また、市中の金融機関より低水準となっております。

医信では、組合員の皆さまの医業経営や資産形成、快適な生活のお役に立つよう、「各種ローン」を取り揃えております。

♪マークは無担保型融資です。

Dr.ライフプランサポートパック

♪ モーターローン・プレミアム

資金使途：事業用・自家用車の
購入資金
対 象 者：開業医・勤務医の先生
および法人
限 度 額：2千万円
融資期間：10年以内

医信では、市中の金融機関よりも、低利
で迅速にご利用いただけるローン商品を
ご準備しています。

また、新規に医信にご加入いただいた方
には、特別金利の定期預金との併用、あ
るいは特別金利の定期積金との併用で、
モーターローン・プレミアム金利をディス
カウントいたします。

自動車の購入・ディーラーローン等のお
借換えの際は、ぜひ、医信のモーターロ
ーン・プレミアムをご利用ください！



♪ 教育ローン・プレミアム

資金使途：医大に係る教育資金
対 象 者：開業医・勤務医の先生
限 度 額：5千万円
融資期間：25年以内
(最長6年9カ月の元金返済据置可)



教育ローン

資金使途：教育資金
対 象 者：開業医・勤務医の先生
限 度 額：5千万円
融資期間：25年以内
(最長6年間の元金返済据置可)

♪ ドクター教育ローン

資金使途：大学、大学院に係る
教育資金
対 象 者：開業医・勤務医の先生
限 度 額：2千万円
融資期間：15年以内
(最長6年9カ月の元金返済据置可)



住宅ローン

資金使途：住宅資金
対 象 者：開業医・勤務医の先生
限 度 額：開業医の先生5億円
勤務医の先生1億円
融資期間：35年以内

♪ ドクターフリーローン

資金用途：自由(ただし事業資金、
借換資金は除く)
対 象 者：開業医・勤務医の先生
限 度 額：1千万円
融資期間：10年以内

前頁および上記以外のご融資についても、資金使途・担保・保証に応じて個別に対応しております。
お気軽にお問合せください。

フリーダイヤル 0120-144-493



医信からのお知らせ



いつも医信をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
医師会関連の最も身近な金融機関として、医信の特徴をまとめてみました。
ぜひご一読のうえ、より一層のご利用、ご愛顧をお願い申し上げます。



医信の特徴 ～ここが魅力的～

1 医師の、医師による、 医師のための、 安心できる金融機関です！

.....

医師会に関連する、
安心、安全な金融機関で、
健全経営により、医業経営に特化した
良質な商品やサービスを取り揃えて
おります。

2 “預金金利は高く” “融資金利は低く” を基本としています！

.....

組合事業を通じた利益は、先生方へ
還元することを第一義としております。
ご預金は、有利な金利で安全に、
ご融資は低金利かつ迅速丁寧に
対応いたします。

3 サブの金融機関 として、最適です！

.....

組合員への還元メリットを創出するため、
金融機能は極力限定しております。
医信にお持ちの口座と、メインの金融機関
のご本人様名義の口座間の資金移動も、
迅速かつ手数料無料で取り扱わせていた
だきます。

4 様々なご相談も お受付いたします！

.....

先生方の経営上の各種課題に対し、
先生方の立場にたって、各専門家と
連携してサポートいたします。

- ・医業承継相談
- ・不動産情報提供サポート
- ・遺言作成に関するアドバイス など

組合員の相互扶助に基づく医信では、新規組合員のご加入を積極的にお願
いしております。開業医の先生はもちろん、医療法人、勤務医、研修医の先生方等、
お知り合いの方々をぜひご紹介ください！
(ご紹介いただいた先生には QUO カードをプレゼントいたします)



中長期ビジョンNEXT

静岡県医師信用組合は、医師の、医師による、医師のための安心・安全な金融機関として、組合員の皆さまの満足度向上と、地域医療・健康の充実に貢献する役割を発揮してまいります。

We, for Doctor, for Regional healthcare-シンフォニーのように。

<取組テーマ>

(1) 組合独自のビジネスモデルのブラッシュアップとプレゼンスアップに取り組みます。

- ・ 健全性の維持：組合員勘定 100 億円台、自己資本比率 15%以上維持に向けた収益・リスクのバランスをとった運営
- ・ 組合員基盤：組合員数 3 千先超、医師会員に対する組合員の加入割合 70%に向けた運営
- ・ 収益性の確保：経常利益最低目線 100 百万円以上維持に向けた運営
- ・ 融資の増強：貸出残高 300 億円台、預貸率 40%以上に向けた運営
- ・ 預証率の改善：預証率 50%台に向けた運営
- ・ 金融サービス：組合員ニーズに合致した良質な商品・機能の的確な提供に向けた運営
- ・ ローコスト運営：経費率 0.4%台維持に向けた運営
- ・ 満足度向上：組合員、地域ならびに役職員の満足度向上に向けた運営
- ・ プレゼンスアップ：コミュニケーションツールの整備、積極活用に向けた運営

(補足)

取り組み項目		10 年推移		直近	中長期ビジョン目標	
目的	個別指標	2014/03	2024/03	2025/03	目標値	補 足
健全性維持	組合員勘定	66.7 億円	84.7 億円	86.2 億円	100 億円台	・ 長期的な目標値
	自己資本比率	28.86%	19.93%	21.52%	15%以上	・ 最低ラインの維持目標
組合員基盤	組合員数	2,461 先	2,706 先	2,729 先	3,000 先超	・ 中期的な目標値
	組合員加入割合	61.5%	60.0%	60.2%	70%以上	・ 長期的な目標値
収益性確保	経常利益	2.9 億円	1.8 億円	2.1 億円	1 億円以上	・ 最低ラインの維持目標
融資の増強	貸出金残高	152 億円	216 億円	231 億円	300 億円台	・ 長期的な目標値
	預貸率	27.1%	32.1%	35.0%	40%以上	・ 中期的な目標値
預証率改善	預証率	63.4%	63.1%	61.4%	50%台	・ 中期的な目標値
ローコスト運営	経費率	0.465%	0.379%	0.384%	0.4%台	・ 最低ラインの維持目標

(2) 役職員は行動憲章にもとづき価値観を共有し、持続可能なビジネスモデルの礎を構築します。

行 動 憲 章	
①品位	・ 誠実に、真摯な姿勢で行動します。
②情熱	・ 情熱をもって前向きに挑戦し、迅速・的確に行動します。
③協調	・ 組織の一体感を醸成し、個人は組織のために、組織は個人のために行動します。
④感謝	・ すべての関係者を尊重し、感謝の気持ちを絶えずもって行動します。
⑤規律	・ 常識と良識を宿し、自己と組織を厳しく律し行動します。

(2026 年 2 月 24 日策定)

静岡県観光Spot案内

蓬莱橋

(島田市)



明治12（1879）年1月13日に完成した蓬莱橋は、全長897.4mの「世界一長い木造歩道橋」としてギネスに認定された島田市の名所。その長さから「厄無し」「長生きの橋」と親しまれるパワースポットです。夜には緑色のLEDで幻想的に彩られます。渡った先にある茶屋での島田茶や銘菓も人気です。

JR東海道本線「島田駅」南口より、徒歩約20分（車・タクシーで約5分）

東名高速道路「吉田IC」より、車で約15分

新東名高速道路「島田金谷IC」より、車で約17分

